

## 堺市泉北ニュータウン子育て世帯等住まいアシスト事業補助金 必要な耐震診断について

### 1 耐震診断の実施者

#### (1) 木造住宅の場合

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、各都道府県知事指定講習（昭和 61 年建設省告示 1423 号、建築士を対象とする講習の規程に基づくもの）の「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」受講修了者又は財団法人日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者とします。

#### (2) 非木造住宅の場合

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士又は二級建築士（建築士法第 3 条に規定する用途・規模の建築物については一級建築士に限る。）で、以下の内容についての講習会修了者とします（対象となる建築物の構造に関する講習会を終了している者に限る。）。

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針」、「既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び耐震改修指針」又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」についての財団法人日本建築防災協会主催講習会又は各都道府県知事指定講習（昭和 61 年建設省告示 1423 号、建築士を対象とする講習の規程に基づくもの）

### 2 耐震診断の方法

#### (1) 木造住宅の場合

1 (1) の実施者が、構造耐力上独立した 1 棟を単位として行う耐促法第 4 条第 2 項に基づく基本指針に定められた財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく「一般診断」又は「精密診断」で行う木造建築物の上部構造の耐震性及び基礎の安全性を判定する方法とします。

#### (2) 非木造住宅の場合

1 (2) の実施者が、構造耐力上独立した 1 棟を単位として行う耐促法に基づく基本指針に定められた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第 2 次診

断法若しくは第3次診断法又は「既存プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」で行う、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価する方法とします。

### 3 耐震性能の判断基準

次の数値を満たしていれば、相応の耐震性能を有すると判断します。

#### (1) 木造住宅の場合

$I_w$  値 $\geq 1.0$

#### (2) 非木造住宅の場合

$I_s$  値 $\geq 0.6$  かつ  $C_t \cdot S_d$  値 $\geq 0.3$

### 4 市にご提出いただきたい書類

#### (1) 耐震診断の実施者が、1の要件を満たしていることが確認できる書類

(建築士免許の写し、該当する講習会の受講修了証の写しなど)

#### (2) 2の方法による耐震診断の実施結果を確認できる書類